

ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務仕様書

1. 委託業務名称

ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務

2. 事業の目的

本業務は、山梨県の様々な産品や地域の特性を生かした取り組み等の地域資源に関するソーシャルメディア上の一般消費者の認識を収集するツールを導入し、また収集された情報を分析することで、より効果的な情報発信、プロモーション施策の立案に寄与することを目的とする。併せて県政上の主要なトピックについても同様の情報収集を行い、県の重要施策や考え方の効果的な発信に寄与することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

4. 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる(1)～(3)の項目について業務を実施すること。

(1) 情報分析ツールの提供

以下の条件に適合する情報分析ツールを導入する。なお、利用期間は令和4年6月～令和5年3月までとする。

①以下の分析機能を有するものであること。

- ・ 特定のキーワードについて、ソーシャルメディア上で言及されている件数とそのコメント内容を表示すること。また、コメント内容については一覧でCSVファイル等編集可能な形式での出力が可能であること。
- ・ 特定のキーワードについて、言及されている内容の性質(ポジティブな内容か又はネガティブな内容か)とその割合を表示すること。
- ・ 特定キーワードについて、どのようなメディア上での反応が多いのか、それがどの程度のボリュームなのかを表示すること。
- ・ 特定のキーワードについて、性別や地域などの属性ごとの言及されている数や内容、その性質(ポジティブな内容か又はネガティブな内容か)を表示すること。
- ・ 上記の分析について、分析対象の期間を24ヶ月前まで遡って設定することが可能であること。
- ・ 上記で行った分析結果を表示させた後、さらにキーワードの追加や条件の絞り込みを行い、分析を行うこと。
- ・ 上記で行った分析結果をグラフ等で可視化し、レポート化すること。

なお、グラフ及びレポートについては、PDF ファイル・エクセル・CSV ファイル形式での出力・保存ができること。

②上記分析機能の基本的なユーザーインターフェースが日本語で提供されていること。

③以下の環境で動作する Web ブラウザベースのものであること。

- ・ Windows10 Pro (64bit)
- ・ Microsoft Edge

④4以上のユーザーが同時接続し分析機能を使用することが可能であること。

⑤分析条件の保存が20以上可能であること。

⑥ソーシャルネットワークサービス、ニュースサイト、ECサイトなど幅広いメディアを分析可能であること。

(2) 情報分析ツールの導入・運用支援

①日本語対応した操作マニュアルの提供

②山梨県担当者向けの情報分析ツールについての説明会の実施(最低2回)

③情報分析ツールの操作や有効な分析条件の設定方法などに関する問い合わせ対応等サポート業務

④情報分析ツールを使用し得た結果に対して山梨県が実施する分析・考察への助言

(3) 情報分析ツールを使用した分析の実施

業務期間中の6月～3月までの間、月に1回程度(1)のツールの分析機能を使用し、本県の地域資源等に関するレポートの作成を行うとともに、レポートから読み取れる分析対象の認知や評価等の現状及び今後効果的な情報発信を行うためのターゲット設定や発信内容についての考察を行う。分析条件等の詳細は、山梨県と協議の上で決定する。

5. 成果品

本業務について、次の成果品を納品するものとする。

(1) 書類等

- ①業務完了届
- ②ソーシャルメディア情報分析ツール導入及び分析支援業務報告書
- ③本仕様書4(3)において実施した分析レポート

(2) 納品方法

- ①紙媒体 カラー版 各2部
- ②電子データ(CD-R)を1部提出すること。ファイル形式は、山梨県の一人一台パソコンでの閲覧が可能な形式とする。

(3) 納期

令和5年3月31日

ただし、分析レポートについては山梨県と協議の上、別に定めることとする。

(4) その他事項

委託業務に係る成果品の著作権は県に帰属するものとする。

6. 業務実施体制

業務の実施にあたっては、県との連絡・調整が迅速に行えるよう本業務を指揮する業務実施責任者を配置し、その氏名等を県に通知すること。また、業務を遅滞なく遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

7. 留意事項

- (1) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。また、個人情報を取り扱う場合には、「委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。